

[沿革] 昭和61. 6. 26改正 昭和62. 6. 23改正
昭和63. 7. 14改正 平成13. 11. 6改正
平成17. 4. 20改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人福島県防犯協会連合会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を福島県福島市山下町5番28号に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、各地区防犯協会との相互連携を図り、効果的な防犯活動を推進するとともに県民の防犯思想を高め、もって犯罪のない明るい地域社会の建設を寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防犯団体相互の連絡調整並びに各防犯団体で行う防犯活動に対する指導、援助及び協力。
- (2) 防犯思想の普及及び啓発。
- (3) 青少年の非行防止と健全育成に関する事業。
- (4) 覚せい剤等乱用防止に関する事業。
- (5) 暴力排除、風俗その他の社会環境の浄化に関する事業。
- (6) 防犯ボランティア育成に関する事業。
- (7) 防犯対策の総合的調査及び研究。
- (8) 防犯施設の拡充強化。
- (9) 防犯機器の普及及びあっせん。
- (10) 防犯団体及び防犯功労者の表彰。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第2項に掲げる事業。
- (12) 犯罪の予防、検挙協力に対する報償事業。
- (13) 自転車防犯登録事業。
- (14) その他本協会の目的を達成するために必要な事業。

2 本協会は、前項の公益事業のほか、次の収益事業を行う。

AMマーク貼付事業。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 福島県内の地区防犯協会連合会。
- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、その事業に賛助するために入会した個人又は団体。
- (3) 特別会員 本協会に、特に功労があった者で総会において推薦された個人。

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の理事会は、書面表決をもってこれに代えることができる。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人が解散し、又は破産したとき。
- (4) 2年以上会費を納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。

第9条 会員が本協会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に届け出なければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款及び規定に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の設立趣旨、目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第11条 本協会は、会員がすでに納入した会費、その他の搬出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 本協会に次の役員をおく。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長、1人を専務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（地区防犯協会連合会の指定代表者）の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては5人以内、監事にあつては

2人以内を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することができる。

- 2 会長、副会長又は専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順位により、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 専務理事は、会長を補佐し、本協会を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

5 監事は、次の各号に掲げる職務を執行する。

- (1) 財産及び会計の状況を管理すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は福島県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し若しくはこれらを招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行

わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決に基づき、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項2号の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第18条 本協会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、有識者及び本会に功労のあった者、参与は防犯上専門の知識及び経験ある者の中から理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べるることができる。

第4章 総会

(種別)

第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、会員として表決に加わる権利を有しない。

3 総会においては、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決す

ることができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

2 前項の場合における、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、特別の理由がある場合は、その理事会において、出席した理事の互選により定めることができるものとする。

(定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第40条 本協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後会長が作成し、監事の監査を受け、その事業年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第41条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第42条 本協会は、収益事業を行うため、又はその他の事由により必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、福島県知事の許可を得なければ変更することができない。

第44条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上議決を経、福島県知事の許可を経て解散する。

(残余財産の処分)

第45条 本協会が、解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上議決を経、かつ、福島県知事の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第46条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第47条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事の名簿及び履歴書
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書及び収支計算書
- (5) 正味財産増減報告書、貸借対照表及び財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 総会、理事会等議事に関する書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、原則としてこれを一般の閲覧に供しなければならない。ただし、第2号のうち、履歴書については一般の閲覧に供しないものとする。

第9章 補 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日から施行する。(昭60. 3. 29)
- 2 本会の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和61年5月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第30条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款改正は、福島県知事の許可があった日から施行する。
(昭和51. 6. 16福島県指令 財第196条)

附 則

- 1 この定款改正は、福島県知事の許可があった日から施行する。
(昭和62. 6. 23福島県指令 財第239条)

附 則

- 1 この定款改正は、福島県知事の許可があった日から施行する。
(昭和63. 7. 14福島県指令 防第188条)

附 則

- 1 この定款改正は、福島県知事の許可があった日から施行する。
(平成13. 11. 6福島県指令 生企第243条)

附 則

- 1 この定款改正は、福島県知事の許可があった日から施行する。
(平成17. 4. 20福島県指令 生企第 1条)